

明治仏教における十善戒の問題

三 宅 守 常

廃仏毀釈以後仏教は種々の立場で護法あるいは革新運動をしているが、戒律主義をもつて本来の面目を保とうとする立場もあつた。中でも釈雲照を中心にした十善会は江戸期の慈雲尊者の流れを汲み、十善戒思想をスローガンとして会組織で運営され、国民道徳としての定着化に努力した点で特徴的である。そこで機関紙「十善宝窟」を中心に十善会の活動状況をみながら問題点や限界を考察してみよう。

設立の趣旨によれば「此戒法行はるれば仏法自ら興起し、此戒法廢すれば仏法独り隆盛なる能はず、道德独り純厚なる能はず、故に此戒法を正法の寿命世間の明燈と名く（中略）茲に余輩等相謀て十善会なるものを設け今日の急務に應ずる所あらんとす」とあり、このような目的で結社十善会は明治一六年（一八八三）二月一六日、青木貞三、鳥尾得庵等の経済的庇護のもとに湯島靈雲寺で発会式をしてスタートしている。そして明治二三年（一八九〇）規則綱要をつくり、雑誌を発行し会員に頒布し、支部を増やして発展していった。また

雑誌の方であるが明治二三年四月一三日が第一輯で毎月一回発行、そして調査した限りでは大正八年（一九一九）四月一五日発行の第三四九号が最後である。一般に組織団体が消滅する場合、その機関紙だけではわかりにくく明確にならないが、ともかく雲照の遷化以後約十年程は継続していたとみられる。その内容は宝窟と雑録に大別され、宝窟は文字通り宝の窟で「上古の先徳及中古恵心、明恵、解脱、明遍（中略）等の諸律師の法語の類得るに隨て之を掲載し云々」更に面山、学如などの法語、そして毎号慈雲尊者の『十善法語』や雲照自身の法語等を載せているのが特徴的である。斎藤昭俊氏は「この十善会は極めて近代的な形をとつていて雲照と十善会との関係は仏教及び指導に関しては雲照、会の運営については委員達であつた」と述べているが、それはこの点からも指摘でき、雲照は弟子の養成、受戒、著作等の所謂仏教指導に専念していたことがうかがえる。また雑録は各会員の所見、支部との連絡などである。そしてこのような機関紙を通して

徐々に発展していったが、明治二六年（一八九三）第三六輯には第一輯から十輯までの残部がないため再版したという記事がある。これは一概に会員が増えたことにはつながらないにしても、^③ 少なくとも読者が増えたということは言えるであろう。

そして明治三四年（一九〇一）第一四一輯には三十年前後の十善会の趨勢について「今や本会は揺籃の時代既に去つて強壯の時代を迎へり（中略）支会の設立茲に廿余ヶ所の多きに達し会員名数茲に七千の多きに登り、優に十善思想の一派を形成し十善安心を与ふる中央集権所となれり」と述べている。

こうして雲照の十善思想を中心にした戒律主義運動は明治二十年代から三十年代にかけて成長しているのである。その一端を示す例として明治二四年（一八九一）第二二輯に外国人の入会の記事がある。「仏蘭西国海軍大佐バステアン氏の未亡人ルエス・バステアン女は六年前夫主と共に本邦横浜へ入港せしに不幸にも未だ旬日を経ざる間に夫主は頓に黄泉の客となりルエス女の慟哭譬ふるに物なし。侍女某之をなだむるに（中略）遂に三世因果の約束なることを感通了会して初めて仏名を口唱することを覚へ大に安心の処を得たるものゝ如しと。（中略）ルエス女深く感ずる所ありて本会の会員に加はらんことを請求せられ直に入会を許可したり^④。これは人間形成を目指した十善道德の真面目があらわれているものとして評価できる。雲照は結社十善会の目標を徹底した自己完成に

おいていたので結社活動についても持戒堅固を強く推進していたが、三十年代に入り会員も増え、社会とのかかわり、特に現実問題の解決という点になると問題がでてくる。

すなわち会員達は雲照に対して善知識として接し、雑誌を通して十善戒の実践を履行しようと努力していたが、三十年代以降しだいに資本主義が発展し殖産興業が盛んになり、産業も分化し社会構造も複雑になつてくると、会員個々に各々十善戒に抵触するような問題もおこり、それに対して解答を与えねばならない責任もあつた。一例を農漁業従事者についてみることができる。「稲作害虫駆除の任に在りて百方奨励しつゝあり。然るに其奨励しつゝある所は何れも殺生戒を犯さざるを得ず。然れども若し害虫を放任せば忽ち国家経済を紊し（中略）凡そ漁夫が殺生を為して直接に罪あるは言ふを待たず。農夫が之を使用せるは亦実に間接に罪あるものなり。（中略）かく弁じ来れば国利民福を計るに於て害虫の駆除すべきこと並びに魚肥の用ゆべきことは実に止むを得ざるに出づ。決して好んで殺生せるものとは云ふべからざるに非らずや。然れども甚深なる因果応報の真理に照らして虫魚殺害の罪決して免るべからずとせば竊に恐怖の念なき能はず。あゝ進んで国益を計らんとせば仏教の主意に背き退いて仏戒を守らんとせば国家の有害と為る。進退二つの間、何れの所にか従ふべきと」。このような質問に対してまず生命の貴重な

ることを述べ、因果応報の原理に照らして殺生は禁ずとしたあと世法と仏法との相違について触れ、「政治法律の制裁する所と仏教戒律の制裁する所とは固より寛狭の差別を生ずるものなれば、政治法律の中に於て仏戒を實踐せんとするは出来得べからざるなり」と結論づけ、「自身一個人として仏戒の實踐を期し種々の事情あることは実に察すべき所なりと雖も諸の殺生の業務には従事することを止め以て殺生罪を離れんことを期せらるべし」と、結局そのような場合は他の業務に移つた方がよいと解答している。そしてもう少しつけ加え「十善なるものは一戒を持つに自然に他の九戒も持たるゝなり」とし、さらに止むを得ない時は月の六斎日等には特に八斎戒を堅固に受持すべきであると述べ、因果応報の理を感得して十善を全うすべきだとしている。これよりみると一応の解決をみつけているようだが、現実的な日常生活の面からみるとやはり消極的解決という感は免れないであろう。

また世法と仏法との問題、つまり対国家との關係で指摘したいのは日露戦争のことである。明治三八年（一九〇五）第一七九輯で戒師の一人釈良海は次のように述べている。「彼は蛮力を振ひ禁りに人の国土を刼め（偷盜）土人を殺戮し（殺生）婦女を辱め（邪淫）國際的条規を破壊し（妄語）言を左右に托して（綺語）兵戈を準備し第三国に反間の通牒を送り（惡口）一反批准の条規も守らず（兩舌）豺狼厭くなきの慳貪（慳

貪）を逞ふし、遂に滿洲を呑み朝鮮を食ひ施て我国に其爪牙を向けんとす、炳に彼は世界的十善の攪乱者にあらずや」このように各々を十善（十惡）にあてはめて説明し、「是れ十善に由て開戦したる吾人國民は又十善の大理想を以て交戦の目的を達せざる可らざるが故也」と論説している。勿論當時の國家主義的な時代背景もあるが戦争による殺生等は鎮護國家の概念を育成し、仏法の世法への從属というかたちに変つてゆく問題点であるということは見逃せないところである。

このような十善会のあり方に対して一方では「新仏教」等による批判もあつた。この点は池田英俊氏も詳細に論じているが、要約すれば雲照の説く戒律は小乗有部の厭世的な禁欲的道德主義で民衆の日常生活と合致せず、人間の道德や社會倫理として系統的に説明すべき原理ではないということである。雲照は十善を一切の道德の標準としてとらえているが、その中の善惡の概念は現実的な観点というよりも仏教的宗教的次元での善惡という意識が強い。とすれば實際的な場合に臨んだ時、明確に解決するという意味で多少の無理が生じるわけである。

以上一二点を抽出して活動面をみてきたが、當時の西歐的啓蒙思想のかかわりの中で仏教者として慈雲尊者の（人となる道）として説かれた十善戒を一步進めて（十善道德）の語で説明し、組織団体のかたちで継承し國民道德として布教

した点、仏教思想を民間において一種の倫理運動によつて実践倫理としてその浸透に努力した点などで評価されるが、もとも自戒内省を深めることを目的とした戒律主義による倫理の実践であつたため、基本的には出世間的禁欲的性情を持たざるを得なかつたわけである。そして時代の流れと共に戒律主義だけでは生活できないという具体的現実的救済の論理を求める人々にとつての問題解決が一個人の内部だけでの解決だけでは済まなくなつてきたところに十善会の限界があつたように思われる。またそのあたりの観念性や厭世観などを批判されてゆくわけである。換言すれば戒律主義における現実（社会）対理想（十善道徳）の一致融合の問題としてとらえることができよう。また対国家との問題にしても雲照自身皇道仏教的色彩を帯び僧綱仏教を志向していたこともあるが、鎮護国家を中心とした場合、民衆教化の面ではより限界がみられる。結社十善会の問題点やその限界はこのような点からも充分うかがえる。その意味で結社十善会は結局雲照自身の戒律主義に則つた清純な信心による信仰生活から、にじみ出る個人的魅力で成り立つていたと言えるのではないだろうか。

註

- 1 「十善宝窟」第一輯。
- 2 斎藤昭俊『近代仏教教育史』（一一八—一二二頁）で詳細に論じている。

- 3 「十善宝窟」第一輯二頁。
- 4 斎藤昭俊『近代仏教教育史』一二七頁。
- 5 「十善宝窟」第三六輯 四二頁。
- 6 同右、第一四一輯 四六頁。
- 7 同右、第二一輯 三九—四〇頁。
- 8 同右、第一六〇輯 二五—二六頁。
- 9 同右、三一—三二頁。
- 10 同右、三二頁。
- 11 同右、三四頁。
- 12 同右、第一六一輯 二五頁。
- 13 同右、第一七九輯 三六頁。
- 14 同右、三七頁。
- 15 「新仏教」三卷二号 八九—九七頁。
- 16 池田英俊『明治の新仏教運動』七七頁。『明治の仏教—その行動と思想—』六四—六六頁。また戒律問題をめぐる論争については、同氏「明治仏教運動の社会的機能—近代仏教形成への胎動期を中心に—」（古田紹欽編『仏教の社会的機能に関する基礎的研究』所収）に詳しい。